

令和元年
第4回定例会

市政報告

(附提案説明)

尾鷲市

(登壇)

(はじめに)

はじめに、本年10月18日から19日にかけて、当地域において豪雨に見舞われ、本市においては大雨洪水警報が発表され、18日の夜には警戒レベル5「災害発生情報」を発令し、防災行政無線などを通じ市民の皆さまに、「命を守るための最善の行動」をお願いしたところであります。

この激しい雨によって、住居への浸水、断水など、被害に見舞われた方に、心よりお見舞い申し上げる次第でございます。

また、豪雨に際し、迅速に対応していただいた消防団の皆さまをはじめ、三重県、事業者並びに関係者の皆さまに、改めてこの場をお借りしまして深く感謝申し上げます。

それでは、令和元年第4回定例会の開会にあたり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

(集客交流)

先ず、秋に行われました集客交流についてであります。

本市においては、市民の皆さまの健康を促進するイベントや、交流人口の促進を高めるための取り組みを進めているところであります。

10月の「健康Happy Day」、「みえ尾鷲海洋深層水フェスタ」を皮切りに、先月には、「尾鷲市民文化展」、「おわせ魚まつり」、「尾鷲ヒノキふれあいフェスタ」、「全国尾鷲節コンクール」、「せっかくウォーク」、「おわせ海・山ツアーウォーク」など、そして、一昨日開催の「おわせマルシェ」といった、多彩な催しを市内各所にて開催したところであります。

これらのイベントに際し、市内外から多くの方々がご来場いただき大きな賑わいとなりましたこと、大変喜ばしく思っているところであります。

また、ご尽力いただきました各実行委員会、ボランティアスタッフ、各関係機関、団体の皆さまには、この場をお借りして厚く御礼申し上げますとともに、本市としましては、このような賑わいのあるイベントなど、集客交流事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

(学校教育の推進)

次に、学校教育の推進についてであります。

先月22日に、「尾鷲に生きる」をテーマとして、第7回となる「共育フェスティバル」を開催いたしました。

子どもたちにとって大勢の人の前で発表することは、とても緊張することであり、本年においても、子どもたちの日頃の練習した成果を、一生懸命発表する姿に感動を覚えたところであります。

また、学校紹介・ダンス・声をそろえての合唱など、各校とも工夫を凝らした発表で、「子どもは地域の宝」を実感するとともに、「育てる・守るは地域の役割」であることも益々認識した次第であります。

この子どもたちの姿を目の当たりにした時、保護者の皆さまの献身的なご努力と、地域の皆さまによる日頃からのご協力・ご支援が、この子どもたちの成長を支えていただいたものであると、深く感じたところであります。

今後も学校教育充実のため、皆さまのお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(観光DMOについて)

次に、観光DMOについてであります。

東紀州地域では、地理的条件や過疎・高齢化が進行するなど地域の活力が低下し、産業が低迷しております。このため、地域をけん引する産業として、すそ野が広く波及効果も期待できる観光関連産業に着目し、東紀州地域の5市町が一体となって、持続可能な観光地域づくりに向けた取り組みを進めてきたところであります。

しかしながら、昨今の外国人観光客の急増や旅行形態の多様化、デジタル化の進展など観光を取り巻く環境は大きく変化しており、従来型の観光振興のあり方には限界があります。

東紀州地域におきましても、このような環境変化に対して、現状の行政主導の取り組みでは十分に対応することが難しく、的確かつ柔軟に意思決定し、迅速に対応できる体制作りが必要となってきました。

また、東紀州地域では、観光に有用なデータ不足であることから、今後の取り組みを展開するにあたって、データの収集・分析に基づいたマーケティングによる、ターゲットの絞込みや戦略づくりを行う必要があります。そのためには、専門人材の確保・育成や民間のノウハウの活用が必要と捉えております。

これまで東紀州振興公社事業と並行して、平成28年度に「世界遺産・地域産業を活用した観光DMO事業推進協議会」を設置し、日本版DMO設立に向けての機運醸成、情報発信や受入環境整備等のインバウンド対策を行ってまいりました。

本市といたしましても、DMO設立を契機に、インバウンド対応など受け入れ態勢の強化を図り、集客交流人口の拡大に繋げていきたいと考えております。

今後は、さらに地域の稼ぐ力を高め、持続可能な観光地域づくりを進めるため、東紀州地域振興公社が法人格を取得し、日本版DMOに移行させることで、東紀州地域の5市町での取り組みをさらに強化してまいります。

(広域ごみ処理の推進について)

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、関係市町で設置する一部事務組合設立準備会において、建設予定地の尾鷲三田火力発電所構内における既存施設のボイラー架構、3号本館及び定期点検用地での整備を検討してきたところであります。

本年8月には既存構造物の利用はできないとの結論に至り、定期点検用地での浸水対策を含めた概算整備費用等の検討を進めてまいりました。

本市としては、中部電力より「発電所構内において将来的に産業の振興に繋がるまちづくりを市と共同でできないか」という提案を受け、これまで建設予定地は発電所構内で検討を進めてきたわけですが、この程、中部電力より「おわせSEAモデルプロジェクトを一層充実し、実現性の高いものとするため、弊社用地の活用について更にバリエーションの幅を広げる検討を行っており、広域ごみ処理施設の建設予定地としての定期点検用地に加え、燃料基地用地を含めて検討されることを推奨します。」との提案を受けました。

このことにより、関係市町で協議を重ねた結果、燃料基地用地も建設予定地として検討に加える必要があるとして、今後、早急に精査してまいりたいと考えております。

これまで建設予定地につきましては、発電所構内での整備を前提に進めていたところであり、中部電力から新たに用地活用の推奨を受けたことから、当初予定していなかった新たな用地活用を含め、5市町で検討し直すこととなります。

また、建設予定地の確定が延びてしまったことから、当初、本定例会において、議案上程を予定していた一部事務組合設立に係る規約案についても見送ることになりましたこと、大変申し訳なく存じております。

今後早急に、用地選定をおこない、それに対するご意見を踏まえたいうえで、改めて議案上程をしたいと考えております。

(尾鷲総合病院運営懇話会について)

次に、尾鷲総合病院運営懇話会の開催についてであります。

本懇話会は、病院運営に対する市民の皆さまの声を反映する重要性があると判断し、昨年度 8 年ぶりに開催し、引き続き本年度も開催したものです。

内容につきましては、尾鷲総合病院の管理運営に関する諸課題を協議し、住民の医療福祉に寄与することを目的とするもので、紀北医師会をはじめとする医療関係者、尾鷲市老人クラブ連合会や尾鷲市婦人の会連絡協議会の市民団体関係者、尾鷲商工会議所や税理士会等の経済関係者、社会福祉協議会をはじめとする福祉・介護関係者等の皆さまを委員に、お集まりいただき開催しております。

本年度は、先月 5 日に開催し、「尾鷲総合病院の経営状況について」、また、本年 9 月定例会でお示しした「尾鷲総合病院新改革プラン」の見直しの中間案について、報告、説明を行いました。

委員の皆さまからは、本年度から導入している「地域包括ケア病棟」の市民の皆さまへのさらなる情報発信の要望があり、また、新改革プランの見直しにつきましては、今後の病院経営の中での、高度医療機器の更新についてご意見をいただきました。

本懇話会でいただいた、これらのご意見やご要望を、今後の病院経営に活かし、東紀州地域の中核病院として、地域の皆さまがいつでも安心して受診できる病院づくりを、オール尾鷲で目指してまいります。

(都市基盤整備)

次に、都市基盤整備についてであります。

まず、東紀州地域における広域道路ネットワークの強化に向けて整備が進められている熊野尾鷲道路のⅡ期工事については、「三重とこわか国体・三重とこわか大会」に先駆けて、令和 3 年夏頃に開通予定であることが、本年 7 月に国土交通省より公表されました。

さらに、本年度、紀宝熊野道路等が新規事業化され、「紀伊半島一周道路」の全線事業化が実現したことに伴い、本市におきましても、より一層のアクセス向上による様々な整備効果が期待されるるところであります。

また、それら高速道路とともに市内の道路ネットワークを形成する国道311号や、国道425号を始めとする県管理の幹線道路につきましても、地域住民の生活や医療・福祉サービスなどの安全・安心の確保はもとより、観光集客や地域活性化を支える重要な役割を担っていると考えております。

そのため、本年11月には、久しく実施していなかった尾鷲市幹線道路建設促進同盟会として単独での要望活動を再開し、本市に関する幹線道路の整備促進について、それらの実施主体である県や紀勢国道事務所、中部地方整備局、さらには国土交通省の幹部職員に対して、私から、その重要性を直接訴えるとともに、要望書として提出をしてまいりました。

一方で、本市における重要な幹線道路の一つとして、県において整備が進められる、都市計画道路 尾鷲港新田線整備事業につきましては、事業に伴う折橋墓地移転に関しまして、光ヶ丘墓園の西側を新墓地の予定地としていたところですが、周辺住民の反対及び隣地地権者の反対等を考慮し、県とも十分に議論を重ね熟慮した結果、別の候補地を探すとの結論に達しました。

今回の決定に際し、新墓地の予定地としていた土地の所有者及び周辺住民の方々におかれましては、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしましたこと、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

折橋墓地移転先の選定につきましては、私自身が中心となり、新たな候補地を早急に決定してまいります。

いずれにしましても、近畿自動車道紀勢線を始めとする幹線道路の整備については、近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震等に対する「命の道」としての役割のみならず、産業の活性化や観

光誘客、医療・福祉サービス等の取り組みが、より一層効果をもたらすためにも不可欠であると考えております。

今後も引き続き、国や県に対して、地域が必要としている幹線道路ネットワークの整備促進の要望を行うとともに、本市といたしましても、それらの整備効果を最大限活用できるよう、取り組みを進めてまいります。

(防災対策について)

次に防災対策についてであります。

今年の出水期には、全国に目を向けますと、台風19号が猛威を振るい、河川の氾濫など甚大な被害がもたらされ、42年ぶりに伊勢湾台風等のように命名される見通しとなっております。

本市においては、この台風の対応として、最接近する3日前から大雨や暴風への備えを防災行政無線で呼びかけ、多くの方に土嚢による備えをしていただき、また、台風の進路が本市の東の沖合を通過したことから、その影響は小さく済んだところであります。

10月18日の豪雨では、土砂災害や洪水の発生につながるような状況であったことから「記録的短時間大雨情報」が発表され、また、河川が溢れているとの通報や、500ミリを超える累積雨量等から総合的に判断し、警戒レベル5の「災害発生情報」を発令する事態にまで至りました。

この日は、雨量予測システムが示す雨量の数値に対して、実際にはその3倍の降水量となっており、今回のような急激な豪雨は気象予測が困難であることをあらためて認識したところであります。

このようなことから、気象庁からの警報や、市からの避難情報に十分留意しつつも、この情報のみを過信することなく、市民一人ひとりが自宅の周りの降雨状況や災害の危険性を把握し、状況によりましては隣近所に声をかけ合って避難していただくことをお願い申し上げます。

なお、10月18日の豪雨に際し、一部避難所開設が迅速におこなわれなかったことから、避難をされる皆さまに大変ご迷惑をおかけしましたことお詫び申し上げますとともに、今後、同様なことが発生しないよう、しっかりと検証し対策に努めてまいります。

次に、先月24日におきまして、本市の防災力の向上につなげるため、各小学校と連携し、各学校で取り組んでいる防災学習などを紹介する、「尾鷲市防災フェア」を開催いたしました。

子どもたちの取り組みを展示紹介し、広く市民の皆さまに知っていただくことで、改めて、家庭における防災対策についても考え、備えを見直す機会になったものと捉えております。

防災対策は、日常の中にあつてこそ、大きな減災効果が発揮されますので、訓練や、防災啓発を継続し、南海トラフ巨大地震や台風・豪雨に対する備えを、より一層進めてまいります。

(提案説明)

それでは、今回提案しております議案第72号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」から、議案第76号「尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定について」まで、議案第78号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」から、議案第99号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの、27議案について説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第72号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」につきましては、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、任用の適正化を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付等の規定を整備するものであります。

次に、28ページをご覧ください。

議案第73号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の特別職非常勤職員や臨時的任用職員における任用の厳格化、一般職の非常勤職員制度としての会計年度任用職員の整備等が行われたことにより、関連する尾鷲市職員定数条例を始め12条例の一部を改正するため、条例を制定するものであります。

次に、33ページをご覧ください。

議案第74号「尾鷲市債権の管理に関する条例の制定について」につきましては、市税収入の減少など財政の硬直化が進む中、健全で安定した財政基盤の確立が喫緊の課題となっており、自主財源の確保を進めるとともに、受益者負担の公平性を確保するため、市の

債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めるものであります。

次に、38ページをご覧ください。

議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について」につきましては、近年、本市を含む近隣市町に大量の土砂等が搬入されており、市民の皆さまからは生活環境に対する不安や心配の声があることから、市民の皆さまの健康で安全かつ快適な暮らしの基盤である環境を保全するため、県が取り組んでいる「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」との整合性を図りつつ、三重県条例の対象規模要件未満の土砂埋立て等の行為に対する必要な規制を行うため、条例を制定するものであります。

次に、54ページをご覧ください。

議案第76号「尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定について」につきましては、尾鷲総合病院における薬剤師の確保に資するため、総合病院の薬剤師業務に従事する職員に対し、その職員が奨学金を償還する際の助成金貸付制度を定めたことに伴い、貸与した助成金の返還免除を定める条例を制定するものであります。

次に、58ページをご覧ください。

議案第78号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、本市の選挙長等の報酬額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条と同額に定められており、本年5月に同法が改正されたことから同条例を改正するものであります。

次に、60ページをご覧ください。

議案第79号「尾鷲市立公民館条例の一部改正について」から、71ページの議案第84号「尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」までと、83ページの議案第86号「尾鷲市斎場条例の一部改正について」と、88ページの議案第88号「尾鷲市林業研修センターの設置及び管理に関する条例

の一部改正について」から、101ページの議案第93号「尾鷲市普通河川管理条例の一部改正について」までの13議案につきましては、本市が管理する施設等の使用料等について、長年にわたり見直しが行われず、平成26年の消費税率改正の際も見直しを見送ったもので、今回、受益と負担の公平性を確保し、老朽化する各施設の維持に係る経費等も考慮し、使用料及び占用料の見直しを行うための改正であります。

次に、73ページをご覧ください。

議案第85号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、本年10月1日から実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳児までの食材料費の取扱いについては主食費・副食費とも、施設による実費徴収を基本とされていることから同条例の一部を改正するものであります。

次に、85ページをご覧ください。

議案第87号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、被保険者の高齢化、医療費の増加に加え、被保険者数の減少等による税収の落ち込み等により、令和2年度から4年度までの3年間の収支において、国保財政調整基金を取り崩して充当したとしても財源不足が見込まれることから、「尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」の答申も踏まえ、平成23年度から据え置かれている税率及び限度額について、令和2年度から改正するため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、105ページをご覧ください。

議案第94号「尾鷲総合病院看護師等修学資金返還免除に関する条例の一部改正について」につきましては、総合病院における薬剤師の確保に資するため、看護学生等への修学資金貸与制度に加え、大学を卒業後、本市総合病院の薬剤師として従事しようとする者に対する修学資金貸与制度を追加したことに伴い、貸与した修学資金の返還免除を定めるため、同条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案書の107ページをご覧ください。

議案第95号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」から議案第99号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの5議案について説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第6号）主要事項説明の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で6,987万9千円、国民健康保険事業会計で665万2千円、後期高齢者医療事業会計で135万2千円をそれぞれ追加し、病院事業会計では、歳入で5,758万1千円、歳出で2億4,578万円をそれぞれ減額し、水道事業会計では、歳入で5万1千円の追加、歳出で1,257万円を減額し、これにより各会計を含めた予算総額を189億6,993万円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

14款、国庫支出金2,381万3千円の増額は、利用者の増加に伴う障害者自立支援給付費等国庫負担金292万8千円の増額、制度改正による児童扶養手当負担金584万8千円の増額、医療扶助の増加による医療扶助費等国庫負担金933万3千円の増額、中間サーバ負担金に追加措置されることとなった、社会保障・税番号制度システム整備費補助金239万1千円の追加が主なものであります。

15款、県支出金38万7千円の増額は、国民健康保険事業に対する国保基盤安定負担金238万4千円の減額、利用者の増加に伴う三重県障害者自立支援給付費等負担金186万7千円の増額が主なものであります。

16款、財産収入は、旧第三・第四保育園跡地の売却見込額として3,565万円を追加するものであります。

17款、寄附金3,060万円の追加は、林業振興事業寄附金として一般財団法人尾鷲みどりの協会から3,030万円、福祉関係寄附金として1名の方から30万円をご寄附いただいたものであります。

20款、諸収入1,987万1千円の減額は、事業費確定に伴う紀北広域連合負担金前年度精算金1,860万8千円の追加、事業延期に伴う折橋墓地移転事業に伴う補償金3,847万3千円の皆減が主なものであります。

21款、市債70万円の減額は、高規格救急車入札執行にかかる、額の確定に伴う消防車両等整備事業債借入額の減であります。

次に、歳出であります。3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをご覧ください。

まず、各款共通の人件費では、特別職で、市長及び副市長の共済費追加費用等率減少により4万3千円の減額、その他の特別職で、教育長就任後の給料減額による35万円、10月11日からの就任により期末手当支給期間率が3割となること等による109万4千円、それらに伴い共済費負担金74万9千円の減額により219万3千円の減額、一般職では、給料で昇給等による154万5千円の増額、人事異動等による1,013万6千円の減額により859万1千円の減額、職員手当等で期末勤勉手当、中途退職者に係る退職手当等の減額、時間外勤務手当等の増による103万7千円の減額、共済費で負担率の改定による442万6千円の減額により1,407万1千円の減額であります。

総務費では、一般管理費で、令和2年度から歳出科目の7節・賃金が廃止となることに伴う、財務会計システム改修業務委託料165万円の増額、業務内容精査による番号制度対応システム改修委託料155万1千円の減額、財産管理費で、財政調整基金積立金5,845万7千円、地域福祉基金積立金30万円、尾鷲みどりの基金

積立金 3,030 万円の積み立て、企画費で、東京 23 区在住者等が一定の条件を満たし、本市に移住した際の尾鷲市移住支援事業補助金 100 万円の追加、戸籍住民基本台帳費で、戸籍総合システムの更新において、従来と同一業者と引き続き契約することが決定し、他業者へのデータ移行費用が不必要となったことによる、戸籍総合システム改修業務委託料 780 万円の減額であります。

民生費では、社会福祉総務費で、財務会計システム改修費用の追加及び施設稼働日数が減少し、国県給付費が減少したことによる市町負担分の増額による紀北広域連合分担金 272 万 4 千円の増額、自立支援給付事業では 746 万 9 千円の増額で、市内就労継続支援 A 型事業所の B 型事業所への変更により 2,043 万 2 千円の減額、実績を踏まえ当初の見込みから利用者数等を修正したことにより、就労継続支援 B 型事業費、共同生活援助事業費、自立支援医療費（更生医療費）でそれぞれ増額するものであります。

後期高齢者医療費で、職員人件費の増による後期高齢者医療事業特別会計への繰出金 135 万 2 千円の増額、母子福祉費で、制度改正により支給回数が年 3 回から 6 回になることによる、児童扶養手当 1,754 万 3 千円の増額であります。

5 ページをご覧ください。

扶助費で、医療費等の増加に伴う医療扶助費等 1,453 万 6 千円の増額であります。

衛生費では、保健事業普及費で母子保健法の改正により、乳幼児にかかる健診情報の他市町村との連携、共有が必要となったことから、地域健康支援システム改修業務委託料 129 万 3 千円の増額、墓地管理費で事業の執行が延期となったことから、墓地造成調査・設計・積算業務委託料 3,847 万 4 千円の減額であります。

商工費では、商工振興費で事業内容の決定に伴う南三重地域就労対策協議会負担金 9 万 5 千円の増額であります。

土木費では、住宅管理費で市営住宅跡地等売却準備にかかる登記手数料 253 万 9 千円の増額であります。

消防費では、常備消防費で、高規格救急車の入札差金等による、三重紀北消防組合負担金435万9千円の減額であります。

教育費では、事務局費の教育一般事務局費で当初見込みより臨時職員の採用期間が短くなったことによる、社会保険料及び雇用保険料27万2千円の減額、臨時雇賃金74万2千円の減額であります。

6ページをご覧ください。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

22件の追加につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

次に、2件の変更につきましては、いずれも戸籍総合システム運用にかかる契約業者の決定に伴い、事業費が確定したことから、表のとおり限度額を減額するものであります。

7ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、665万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億6,945万7千円とするものであります。

歳入では、県支出金144万1千円の減額で、第三者行為収入の増加による普通交付金550万1千円の減額、結核・精神病にかかる療養給付費の割合に応じて交付される特別交付金409万円の増額、繰入金235万3千円の増額で、職員給与費等に係る一般会計からの繰入金310万7千円、財政調整基金繰入金298万5千円の増額、諸収入で第三者行為収入451万7千円の増額、国庫支出金119万3千円の増額で、社会保障・税番号システム整備費補助金109万4千円の追加が主なものであります。

歳出では、総務費369万4千円の増額で、人事異動等に伴う人件費288万9千円の増額、保健事業費で、特別調整交付金申請支援業務委託料165万円の増額、諸支出金で、退職分納付金の精算による29万1千円の増額が主なものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

来年度における総合住民情報システム改修業務委託にかかる事

業の円滑な執行のため、限度額を358万1千円として債務負担行為を設定するものであります。

8ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、135万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億1,676万3千円とするものであります。これは、人事異動等に伴う職員人件費の増額によるものであります。

9ページをご覧ください。病院事業会計であります。

収益的収入及び支出では、業務予定量である入院患者数が年間延べ322人の減少、また、外来患者数は年間延べ1,512人の減少となっておりますが、入院収益は診療単価の増により2,601万2千円の増額、外来収益は投薬収入の減等により8,529万3千円の減額となり、医業収益で5,928万1千円の減額であります。

支出では、医業費用で、職員の中途退職に伴う職員数の減等による給与費8,869万円の減額、院外処方への推進や患者数の減少に伴う薬品使用量の減などによる材料費1億4,005万3千円の減額、浄化槽配管修繕費の増額や、検査件数の増などによる外部検査委託料の増額などによる経費536万9千円の増額等により、2億2,249万5千円の減額であります。

医業外費用では、控除対象外消費税の減額等により1,215万6千円の減額であります。

特別損失では、煙突解体工事費及び監理費の減額により、1,182万円の減額であります。

資本的収入及び支出では、収入で、医療機器整備事業債の増額により、企業債が170万円の増額であります。

支出では、薬剤在庫管理システム等医療器械購入費の増額等による建設改良費69万1千円の増額であります。

10ページをご覧ください。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

14件の追加であります。これにつきましては、来年度以降にお

ける事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

11 ページをご覧ください。水道事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入では、営業外収益が平成30年度決算値の反映により、長期前受金戻入を5万1千円増額するものであります。

支出では、営業費用が人事異動による職員数の減に伴う人件費など1,257万1千円の減額、営業外費用は消費税納付額1千円を増額するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

1件の追加であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

以上をもちまして、議案第72号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」から、議案第76号「尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定について」まで、議案第78号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」から、議案第99号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの、27議案の説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、議案第77号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」と、議案第100号「工事請負契約について（尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事）」の、2議案について説明いたします。

議案書の56ページをご覧ください。

議案第77号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」につきましては、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が本年6月に公布され、12月14日に施行されるため、先の9月定例会において議案第44号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」として、本市関係条例の改正について議決いただいたものですが、今回、印鑑登録証明事務処理に関する条例についても改正する必要が生じたものであります。

次に、112ページをご覧ください。

議案第100号「工事請負契約について（尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事）」につきましては、先月21日に入札を執行し、仮契約を締結したところですが、本契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第77号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」と、議案第100号「工事請負契約について（尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事）」の、2議案の説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)